

第13次労働災害防止計画の 実施状況及び今後の取組について

令和元年10月4日

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する平成30年(2018年)実績

【死亡災害全体】

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 978人 → 831人以下	909人 (▲7.1%)

【死傷災害全体】

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 120,460人→114,437人以下	127,329人 (+5.7%)

【重点業種別対策】

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
【建設業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 323人 → 274人以下	309人 (▲4.3%)
【製造業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 160人 → 136人以下	183人 (+14.4%)
【林業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 40人 → 34人以下	31人 (▲22.5%)
【陸上貨物運送事業】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 8.40 → 7.98	8.89 (+5.8%)
【小売業】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 2.04 → 1.93	2.14 (+4.9%)
【社会福祉施設】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 2.17 → 2.06	2.30 (+6.0%)
【飲食店】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 2.16 → 2.05	2.14 (▲0.9%) ²

【健康確保・健康障害防止対策】

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
【健康確保対策】		
【職場相談先】 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする。	(2017年) (2022年) 72.5% → 90%	73.3% (+0.8P)
【メンタルヘルス対策】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(2017年) (2022年) 58.4% → 80%	59.2% (+0.8P)
【ストレスチェック】 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。	(2017年) (2022年) 51.7% → 60%	63.7% (+12.0P)
【健康障害防止対策】		
【化学物質対策】 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする。	(2017年) (2022年) ラベル表示 68.6% → 80% SDS交付 62.6% → 80%	ラベル表示 集計中 SDS交付 集計中
【腰痛】 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 第三次産業 0.08 → 0.07 陸上貨物運送事業 0.35 → 0.33	第三次産業 0.08 陸上貨物運送事業 0.33
【熱中症】 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。	(2013～2017年の合計) 97人 ↓ (2018～2022年の合計) 92人以下	28人

労働災害の発生状況(全業種)

【死亡災害全体】

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 978人 → 831人以下	909人 (▲7.1%)

(災害の発生状況)

- 死亡災害は、製造業で増加し、建設業、林業及び陸上貨物運送事業で減少した。
- 事故の型別では、高所からの「墜落・転落」、「交通事故(道路)」、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」及び「激突され」といった従来から件数が多い事故の型が軒並み減少した。

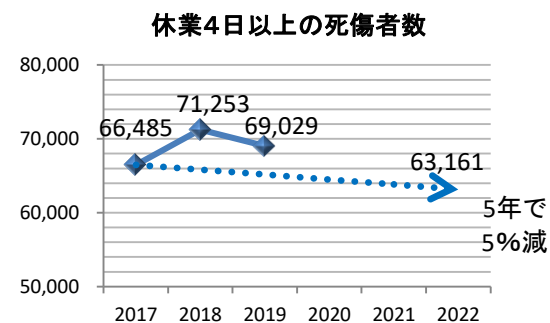
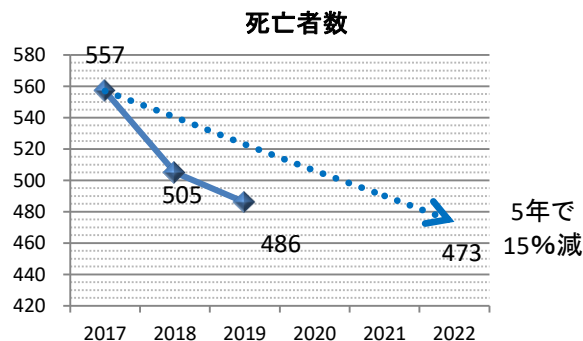
【死傷災害全体】

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 120,460人→114,437人以下	127,329人 (+5.7%)

(災害の発生状況)

- 休業4日以上死傷災害は、陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店等、13 次防の全ての重点業種で増加した。
- 事故の型別でも、「転倒」、高所からの「墜落・転落」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」など、災害発生件数が大きい事故の型ほぼ全てで増加した。特に「転倒」は、全ての産業で前年を上回っており、全産業で前年比10%以上の増加となった。

(参考)令和元年における労働災害の発生状況(8月末日速報値)



1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（建設業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
【建設業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 323人 → 274人以下	309人 (▲4.3%)

(災害の発生状況)

- 死亡者数は前年を下回り、14人(4.3%)減少、死傷者数は前年を上回り、245人(1.6%)増加した。
- 事故の型別では、死亡災害、死傷災害ともに「墜落・転落」が最多で、全数に占める割合はそれぞれ44.0%、33.5%となった。

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

- ・ 労働安全衛生法施行令等の改正による、墜落のおそれのある高所作業におけるフルハーネス型の墜落制止用器具の使用の原則化(2019年2月施行)
- ・ 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」における有識者による検討の実施
- ・ 東日本大震災・平成28年熊本地震における復旧・復興工事の労働災害防止対策の徹底
- ・ 中小規模事業場の数が多い、建設業の専門工事業者に対する安全衛生活動の支援
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会の実施(2018年9月、2019年3月)
- ・ 一人親方等に対する安全衛生教育の支援の実施

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

- ・ 中小規模の事業主を対象とする「既存不適合機械等更新支援補助金」の活用によるフルハーネス型の墜落制止用器具への更新の促進
- ・ 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」の取りまとめ及びそれを踏まえた対応の検討
- ・ 今後増加することが見込まれる解体工事における安全対策の検討

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（製造業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
【製造業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 160人 → 136人以下	183人 (+14.4%)

(災害の発生状況)

- 死亡者数は、前年より23人(14.4%)増加し、死傷者数も前年より1,168人(4.4%)増加した。
- 事故の型別では、死亡災害、死傷災害ともに機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、全数に占める割合はそれぞれ26.2%、25.3%となっている。

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

- ・ 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害について、特に食品加工用機械災害について重点的な指導の実施
- ・ クレーン・移動式クレーンを多数設置している事業場に対する重点的な指導の実施
- ・ 機能安全指針(平成28年厚生労働省告示第353号)の普及のための、機械製造者等に対するマニュアル等の作成・周知
- ・ 経済産業省及び中央労働災害防止協会と連携し、主要な製造業の団体を対象に製造業安全対策官民協議会を開催し、リスクアセスメント手法の共通手法の開発等を実施
- ・ 高経年設備に係る労働災害発生状況を調査し、その分析結果と対策をまとめたリーフレット等の作成・周知

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

- ・ 危険性の高い機械等について、製造時のリスクアセスメント、残留リスク情報の提供等を確実に実施する方策の検討
- ・ 機能安全指針を満たす自動制御の促進のため、製造者向けマニュアル等を活用した教育の促進
- ・ IoTを活用した安全管理手法の調査検討及び普及
- ・ AI等を使用した自律的で自走可能な機械等の安全対策の検討
- ・ 製造業官民協議会でのリスクアセスメント共通手法、教育手法、安全投資の経済的効果等を検討し、その結果の周知による自主的安全活動の促進
- ・ 高経年設備の労働災害発生状況の調査結果等を踏まえた点検・整備基準の検討

1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（林業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
【林業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 40人 → 34人以下	31人 (▲22.5%)

(災害の発生状況)

- 死亡者数は、前年より9人(22.5%)減少したが、死傷者数は、前年より28人(2.1%)増加した。
- 事故の型別では、死亡災害では、前年から大幅に減少したが、立木等による「激突され」が最も多い。

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

- ・ 労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の改正による、伐木作業等の安全対策の強化(2019年8月施行(特別教育については2020年8月施行))
- ・ 伐木等作業の安全対策の理解を図るための、林災防安全管理士、林業普及指導員等が連携による、事業主を対象とした安全対策に係る講習会(①改正労働安全衛生規則の動き、②林業の事業運営等)の開催

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

- ・ 上記の省令改正を踏まえた、伐木等作業の安全に係るガイドラインの改定
- ・ 同ガイドラインの改定内容を踏まえた、伐木作業安全対策マニュアルの開発(2019年度中)
- ・ 安全衛生推進者等を対象に講習会を開催し、改定ガイドライン、マニュアル等を周知
- ・ 上記の省令改正を踏まえた「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」の改定
- ・ 同カリキュラムの周知等による、伐木等の業務従事者に対する能力向上教育の受講者の拡大

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

計画の目標	目標を数値化したもの	2018年実績
【健康確保対策】		
【職場相談先】 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする。	(2017年) (2022年) 72.5% → 90%	73.3% (+0.8P)
【メンタルヘルス対策】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(2017年) (2022年) 58.4% → 80%	59.2% (+0.8P)
【ストレスチェック】 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。	(2017年) (2022年) 51.7% → 60%	63.7% (+12.0P)

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

- ・「働き方改革関連法」により、労働安全衛生法を改正し、長時間労働者への医師による面接指導の強化や労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等を実施
- ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」にて情報提供、電話相談及びメール相談を実施
- ・全国の産業保健総合支援センター等において産業保健スタッフ等に対する研修やメンタルヘルス対策に係る事業場への訪問支援を実施
- ・(独)労働者健康安全機構にて小規模事業場のストレスチェック実施や産業医選任等の助成を実施
- ・「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」について、集団分析の機能を向上させる等の改修を実施
- ・面接指導マニュアルの作成、ストレスチェック簡易調査票の外国語版の作成及びストレスチェック結果と健康診断結果の関連性の分析に関する研究の実施

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

- ・メンタルヘルス対策の実態調査を踏まえた職場環境改善が促進されるストレスチェックの調査項目の開発についての研究を実施
- ・特定業種(過労死大綱における重点職種・業種)を中心としたメンタルヘルス対策の好事例に関する調査等事業において、事例集を作成予定

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策)

計画の目標	目標を数値化したもの	実績
【陸上貨物運送事業】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 8.40 → 7.98	8.89 (+5.8%)
【小売業】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 2.04 → 1.93	2.14 (+4.9%)
【社会福祉施設】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 2.17 → 2.06	2.30 (+6.0%)
【飲食店】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 2.16 → 2.05	2.14 (▲0.9%)

(災害の発生状況)

- 陸上貨物運送事業では、死亡者数は、大幅に増加した前年より35人(25.5%)減少したが、死傷者数は、前年より1,112人(7.6%)増加し、3年連続の増加となった。死傷災害について、事故の型別では、「交通事故(道路)」は減少したものの、「墜落・転落」、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」が増加した。
- 第三次産業の死傷者数は、前年比で小売業が1,066人(7.7%)、社会福祉施設が807人(9.2%)、飲食店が294人(6.2%)増加した。小売業と社会福祉施設では、死傷年千人率も前年を上回った。
- 事故の型別では、死傷災害は、いずれの業種も「転倒」が多く、全体の約3分の1を占め、大幅に増加した。また、社会福祉施設では、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」も多く、増加を続けている。

※ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組
13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組
については次頁に記載

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策)

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

(陸上貨物運送事業対策)

- ・ ロールボックスパレットについて、安全に使用するための講習会を開催
- ・ ロールボックスパレットの積み卸しに活用され、近年労働災害が多数発生しているテールゲートリフターについて、安全に使用するためのリーフレットを作成し、局署・関係団体を通じて周知
- ・ 複数の拠点を持つ荷主(多店舗展開する大規模小売業等)や荷役災害を多発させている企業等を対象に、専門家を派遣し、ガイドラインに示されている荷主等の実施事項について指導の実施

(第三次産業対策)

- ・ 経営トップに対する意識啓発のセミナーの開催
- ・ 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の実施
- ・ 多店舗展開企業(小売業、飲食業)でのリスクアセスメントマニュアルの作成
- ・ 職場の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアルの作成

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

(陸上貨物運送事業対策)

- ・ 複数の拠点を持つ荷主や荷役災害を多発させている企業等を対象に、専門家を派遣し、ガイドラインに示されている荷主等の実施事項について指導を前年度以上の規模で実施
- ・ 荷主等事業場における荷役災害防止担当者を対象に、安全衛生教育の実施
- ・ 陸災防本部・都道府県支部において、労働基準協会、陸運関係者・事業者、荷主関係団体・事業者による荷役災害防止のための協議会を開催

(第三次産業対策)

- ・ 引き続き経営トップに対する意識啓発のセミナーを開催するほか、3号業種(飲食店、社会福祉施設等)における安全推進者養成講習会を開催
- ・ 業界団体の本部における安全衛生委員会の設置を促進

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(転倒災害の防止、腰痛の予防、熱中症の予防、交通労働災害対策)

目標	目標数値	2018年実績
【健康障害防止対策】		
【腰痛】 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 第三次産業 0.08 → 0.07 陸上貨物運送事業 0.35 → 0.33	第三次産業 0.08 陸上貨物運送事業 0.33
【熱中症】 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。	(2013～2017年の合計) 97人 ↓ (2018～2022年の合計) 92人以下	28人

(災害の発生状況)

- 転倒災害は、全ての産業で前年を上回っており、全産業で前年比10%以上の増加となった。男女別に見ると、転倒災害による死傷者のうち25.7%が60歳以上の女性であり、他の型の災害と比較しても、特に高齢の女性の転倒が休業4日以上の労働災害となる傾向がある。
- 腰痛は、前年と比べ、第三次産業では労働者数、発生数が共に増加しており、死傷年千人率は減少していない。陸上貨物運送事業においては、労働者数が増加する中、発生数が微減し、結果として死傷年千人率が0.02ポイント減となった。
- 熱中症による死亡者数は28名となっており、前年比で2倍に増加した。

※ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組
 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組
 については次頁に記載

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進 (転倒災害の防止、腰痛の予防、熱中症の予防、交通労働災害対策)

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

(転倒災害の防止)

- ・「STOP!転倒災害プロジェクト」にて、冬期での転倒対策の重要性について注意喚起を行うとともに、視聴覚教材を作成し厚生労働省ホームページに公開

(腰痛予防)

- ・保健衛生業向けの腰痛予防講習会を全国47都道府県で開催
- ・装着型ロボットの有用性に関する研究を実施

(熱中症予防)

- ・労働災害防止団体等と連携して「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施
- ・職場における熱中症予防に関する講習会を全国7ブロックで開催
- ・熱中症予防の先進的取組事例の収集、IoT機器の熱中症予防に関する有効性を検証するための研究を実施

(交通労働災害対策)

- ・交通労働災害防止対策については、2018年6月1日に「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正し、適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施を推進
- ・早朝、薄暮の時間帯における交通事故が多い新聞販売業への対応として、新聞販売協会に対して、高視認性作業服の着用を要請

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

- ・転倒災害防止のため、転倒予防体操の開発・検証に関する研究成果を踏まえ、集団指導等で使用可能な教材等を開発・周知
- ・腰痛予防について、保健衛生業に加え、本年度より陸上貨物運送事業向けの講習会を全国で開催
- ・熱中症予防について、本年度の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」において、WBGT値に応じた休憩時間の目安や、緊急時の早めの搬送について重点的に周知
- ・職場における熱中症予防に関する講習会において熱中症予防の好事例を紹介

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進 (高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止)

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

(高年齢労働者対策)

- ・ 高年齢労働者の安全と健康確保のための職場環境改善ツール「エイジアクション100」の周知・普及
- ・ 高年齢労働者の災害リスク分析に係る調査研究の実施

(非正規雇用労働者対策)

- ・ 非正規労働者の多い、小売業や飲食店等の第三次産業における企業単位での安全管理のあり方について検討(企業単位で行うリスクアセスメントマニュアル、危険の見える化実践マニュアル等を作成)

(外国人労働者対策)

- ・ 外国人労働者の労働災害をより正確に把握するため、労働者死傷病報告の様式を改正し、国籍・地域、在留資格欄を追加(2019年1月8日施行)
- ・ 未熟練労働者向け安全衛生教育教材を4カ国語に翻訳し、厚生労働省ホームページに公開

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

(高年齢労働者対策)

- ・ 高年齢労働者が働きやすい職場環境の整備等のためのポイントをガイドラインとして取りまとめ(2019年度(予定))
- ・ 高年齢労働者の安全・健康の確保のために努力する中小企業等への支援制度として補助金の創設を検討するとともに、独創的・先進的な取組みの普及のための実証事業

(非正規雇用労働者対策)

- ・ 他業種に比べ非正規労働者の割合が高い小売業や飲食店等の第三次産業の業界団体に対する安全衛生委員会等設置の働きかけを実施
- ・ 雇入れ時の安全衛生教育に役立つ、視聴覚教材の作成

(外国人労働者対策)

- ・ 外国人労働者向けの多言語での視聴覚教材の開発(特定産業分野(14分野)に対応)
- ・ 外国人労働者に関する安全衛生に係る相談体制の充実

4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

- ・ 労働施策総合推進法の労働施策基本方針に位置付け
- ・ 働き方改革実行計画に基づき、トライアングル型サポート体制の構築(両立支援コーディネーターの養成(2,316人)、企業・医療機関連携マニュアル(肝疾患、脳卒中)の作成等)、企業文化の抜本改革(普及啓発、助成金等による支援、地域両立支援推進チームの取組等)を実施
- ・ 働き方改革実行計画に基づき、両立支援コーディネーターを養成(2,316人)(働き方改革実行計画の目標(2,000人)達成済)
- ・ 「治療と仕事の両立支援対策の推進(支援拠点の確立と関係者・関係施策の相互連携体制の整備、支援人材の育成及びトライアングル型支援等の推進、支援ノウハウの共有・普及、治療と仕事の両立に資する経済的支援のための条件整備、企業文化の改革・国民的理解の促進を内容とする省内10局連名通知)」、「地域両立支援推進チームの運営について」等の通達を発出

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

- ・ 働き方改革実行計画、通達等に基づき、施策を展開(令和元年度は難病、2年度は糖尿病及び心疾患の企業・医療機関連携マニュアルを作成予定)
- ・ 治療と仕事の両立支援の認知度もまだ十分とは言えないため、今年度はシンポジウム等の開催地域を昨年度の8か所から26か所に拡大し、更なる普及啓発を推進

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質対策）

目標	目標数値	2018年実績
【健康障害防止対策】		
【化学物質対策】 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする。	（2017年）（2022年） ラベル表示 68.6% → 80% SDS交付 62.6% → 80%	ラベル表示 集計中 SDS交付 集計中

○ 13次防計画期間中の初年度（2018年）の取組

- ・ 労働安全衛生法施行令を改正し、ラベル表示・SDS（安全データシート）交付対象物質として、新たに10物質追加（2018年7月施行）
- ・ ラベル表示およびSDS交付に係る支援として163物質のGHS（化学品の危険有害性に関する国際的な分類基準及び表示方法に関するシステム）分類を実施
- ・ リスクアセスメント結果を踏まえた措置について、前年度開発した簡易なツールCREATE-SIMPLEの機能を拡充し、セミナー等を通じて周知
- ・ 個人サンプラーによる測定方法について専門家検討会の報告書とりまとめ
- ・ 海外の化学物質の有害性等に係る新たな知見の収集

○ 13次防計画期間中の令和元年度（2019年）以降の主な取組

上記取組に加え、

- ・ 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会を開催し、国によるリスク評価、事業場における化学物質等による労働災害防止対策、ラベル表示・SDS等の危険有害情報の伝達、化学物質等の管理に係る人材育成等のあり方を検討
- ・ ラベル表示およびSDS交付に係る支援として、約150物質のGHS分類を実施（令和元年度）
- ・ リアルタイムモニターを用いた実測法による簡易なリスクアセスメントツールを開発（令和元年度）
- ・ 個人サンプラーを用いた測定の導入に係る基盤整備事業の実施
- ・ 国内外における化学物質の危険有害性情報、規制状況に係る情報収集

5 化学物質等による健康障害防止対策の推進 (石綿対策、受動喫煙対策、電離放射線対策、粉じん障害対策)

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

(石綿対策)

- ・「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」を開催し、対策の充実について検討
- ・建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点を示し、関係63団体に対して周知の依頼等を要請
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程を制定し、厚生労働省、国土交通省、環境省の3省共管の制度として石綿含有建材を建築物の解体時などに調査する者のための講習制度を創設

(受動喫煙防止対策)

- ・事業者の受動喫煙防止対策の推進を図るため、喫煙室設置等への助成や電話相談等の支援を実施

(電離放射線対策)

- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に従事する労働者の健康相談窓口の運営等を実施
- ・同発電所で緊急作業に従事した労働者に対するデータベースを活用した健康管理を実施
- ・「医療保健業に従事する皆さまへ～被ばく線量の見える化のために～」を作成し、周知を実施

(粉じん障害対策)

- ・トンネル工事に従事する労働者を対象に、建設業労働災害防止協会ですい道等建設労働者健康情報管理システムの運用を開始

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

(石綿対策)

- ・「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」での検討結果等を踏まえた対応の検討

(受動喫煙防止対策)

- ・受動喫煙防止対策助成金の予算規模を拡大し、中小事業者に対して更なる支援を実施
- ・「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の周知徹底

(電離放射線対策関係)

- ・「眼の水晶体の被ばく限度の見直し等に関する検討会」の検討結果を踏まえて対応

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化、 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進、 国民全体の安全・健康意識の高揚等

○ 13次防計画期間中の初年度(2018年)の取組

- ・ 労働安全衛生マネジメントシステム(MS)の国際規格発効を踏まえた日本産業規格の制定
- ・ 労働安全衛生マネジメント指針の改正についての検討
- ・ 企業単位での安全衛生管理のあり方についての検討の実施
- ・ 多店舗展開企業(小売業、飲食業)でのリスクアセスメントマニュアルの作成【再掲】
- ・ 職場の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアルの作成【再掲】
- ・ 安全衛生優良企業公表制度の普及促進
- ・ 中央労働災害防止協会による「企業における健康確保対策の進め方検討委員会」が実施され、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)の改正への提言等をまとめた報告書を作成
- ・ 「スポーツ庁を通じた健康増進のための厚生労働省とスポーツ庁の連携会議」(2018年6月、2019年3月)を通じた省庁間の連携策についての検討

○ 13次防計画期間中の令和元年度(2019年)以降の主な取組

上記取組に加え、

- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格発効及び日本産業規格の制定を踏まえた、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正(2019年7月1日公示・適用)
- ・ 企業単位での安全衛生管理のあり方についての検討
- ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(THP指針)の見直しに向けた検討の実施